

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の概要

1 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。
- ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

2 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人が
 - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- ② 本人について
 - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

3 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

4 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

5 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

臓器の移植に関する法律（現行法）と改正法 比較表

| 親族に対する優先提供 | 現行法 | 改正法 | 施行日 |
|--------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 親族に対する優先提供 | ○当面見合わせる（ガイドライン） | ○臓器の優先提供を認める | 平成 22 年 1 月 17 日 |
| 脳死判定・臓器摘出の要件 | ○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと | ○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと（現行法と同じ） 又は ○本人の意思が不明（拒否の意思表示をしていない場合）であり、家族の書面による承諾があること | 平成 22 年 7 月 17 日 |
| 小児の取扱い | ○15 歳以上の者の意思表示を有効とする（ガイドライン） | ○年齢に関わりなし | |
| 被虐待児への対応 | （規定なし） | ○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応 | |
| 普及・啓発活動等 | （規定なし） | ○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策 | |

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会について

【臓器移植委員会における検討】

- 厚生労働省は、臓器移植法の運用に当たり、臓器移植法に基づく手続等について、
- ・臓器移植法により委任を受けた事項について定めた厚生労働省令（脳死判定基準等）
 - ・運用上必要な事項について厚生労働省が定めたガイドライン（意思表示可能な年齢等）
- を定めているところである。

これらを定める際には、専門家の意見を聴くため、臓器移植委員会（厚生科学審議会の下に設置）において、議論をお願いしている。

※平成9年の臓器移植法施行に併せて、旧厚生省の公衆衛生審議会の下に設置。

平成13年の厚生労働省発足に伴い、厚生科学審議会に移行。

【今回の法律改正を受けた対応】

- 先の通常国会で一部改正法が可決・成立（7月17日公布）し、来年1月の親族優先提供に係る部分から順次施行となる。

※施行日：平成22年1月17日（親族優先提供に係る部分）

平成22年7月17日（小児からの臓器提供等に係る部分）

- 改正法の施行に向けて、まずは、年内にも、親族優先提供の実施に必要な事項について、ガイドライン等の改正が必要となる。
- 改正に当たっては、臓器移植委員会等における専門家の御議論をいただくとともに、パブリックコメントを経た上で行う予定である。

【第二十六回臓器移植委員会の議事概要】

- 上記の背景から、臓器移植委員会の開催準備を進めた結果、平成21年9月15日に、一部改正法の公布以来、初めての委員会開催となった。
 - 委員会では、今後の施行に向けた「検討課題」を提示するとともに、課題毎に作業班や研究班を設けて専門的な検討を行う方針を示し、了承を得た。
- ※ 具体的には、
- ・ 意思表示等に関する作業班（仮称）（親族の範囲、15歳未満の者による拒否の意思表示について等）
 - ・ 普及啓発に関する作業班（仮称）（ドナーカードの様式、普及啓発の方法等）
 - ・ 臓器毎による作業班（ドナー適応基準、レシピエント選択基準等）
 - ・ 厚生労働科学研究 研究班（小児の脳死判定基準等）
- により今後検討を行っていく。
- 親族への優先提供、小児からの臓器提供、普及啓発など検討を要する課題を、今後作業班等において検討を行う際に留意すべきと考える点等について、各委員から意見を頂いた。
 - 審議の過程で、親族優先提供の対象となる「親族」の範囲について、各委員より、国会における提案者の答弁を尊重し、「親子と配偶者」とすべきとの意見が出された。
 - 今後は、臓器移植委員会の御意見を踏まえつつ、作業班において詳細な検討を行い、ガイドライン案を作成し、臓器移植委員会に報告する。

(別添1)

「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」国会会議録抜粋
(親族優先提供の範囲に関する部分)

○ 平成21年5月27日衆議院厚生労働委員会 河野太郎君(提案者)

(略) いわば命の受け渡しをした親子、あるいは配偶者といった家族の中で、(略)。

ガイドラインで、親子及び配偶者に限り、事前にそうした方がレシピエント登録をされている場合、そしてドナーになる方が書面でその意思を明確にしている場合に限り、親子及び配偶者に対しては親族の優先提供を認めることということで、かなり厳しい枠をはめて、その中に限り優先提供をこれは心情を考えて認める。(略)

※ 親族に臓器の優先提供を認める規定(平成22年1月17日施行)

(親族への優先提供の意思表示)

第6条の2 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示使用とする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

改正法の施行に向けた検討課題及び検討体制について

平成 21 年 9 月 15 日
疾病対策課 臓器移植対策室

1. 検討課題

I. 親族への優先提供に関する課題

- 1 親族の範囲について
- 2 親族への優先提供意思の取扱いについて
- 3 あっせん手続きについて

II. 小児からの臓器提供に関する課題

- 1 小児の脳死判定基準等について
- 2 被虐待児の取扱いについて
- 3 15 歳未満の者による拒否の意思表示について

III. 本人が意思表示していない場合における臓器提供に関する課題

- 1 意思表示していないことの確認について
- 2 有効な意思表示ができない者の取扱いについて

IV. 普及啓発等に関する課題

- 1 臓器提供意思表示カードについて
- 2 意思表示登録システムについて
- 3 普及啓発の対象者と啓発方法について
- 4 普及啓発の内容について

V. その他

- 1 ドナー適応基準及びレシピエント選択基準の見直しについて
- 2 臓器移植に係る体制整備について

等

2. 検討体制（別紙参照）

- これまで、臓器移植法の施行に必要な事項は、以下の体制で検討を実施。
 - ① 重要事項に関しては、厚生労働省（事務局）からの諮問等に応じ、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会で審議
 - ② ①の審議に当たり、専門的な観点からの検討が必要な事項については、事務局において「作業班」の意見を聴きつつ検討課題等を作成
 - ③ また、医学的な知見の収集等が必要な事項には、厚生労働科学研究も活用
- 改正法の施行に向けた検討についても、親族への優先提供、小児からの臓器提供、児童虐待の確認等、専門的な検討が必要となるため、上記の体制で検討を行うこととしてはどうか。

3. 改正法の施行に向けたスケジュール

施行期日は公布の日から起算して1年を経過した日（平成22年7月17日）であるが、親族優先提供に係る部分については、公布の日から起算して6月を経過した日（平成22年1月17日）である。

このため、当面は親族優先提供に係る事項について、作業班からの報告等を踏まえて審議し、その後、残された論点について、順次検討してはどうか。

平成21年

7月17日 改正法の公布
9月～ 検討

| | |
|---|----------------|
| （ | 臓器移植委員会（月1回程度） |
| | 各作業班（適宜） |
| | 厚生労働科学研究班 |

）
パブリックコメントなど
省令、ガイドラインの改正

平成22年

1月17日 改正法一部施行（親族優先提供）
検討

| | |
|---|----------------|
| （ | 臓器移植委員会（月1回程度） |
| | 各作業班（適宜） |
| | 厚生労働科学研究班 |

）
パブリックコメントなど
省令、ガイドラインの改正
7月17日 改正法の全面施行

主な検討課題

- I 親族への優先提供(H22. 1. 17施行)**
 - 親族の範囲について
 - 親族への優先提供意思の取扱いについて
 - あっせん手続きについて
- II 小児からの臓器提供(H22. 7. 17施行)**
 - 小児の脳死判定基準等について
 - 被虐待児の取扱いについて
 - 15歳未満の者による拒否の意思表示について
- III 本人意思が不明の場合(I IIに応じて、H22. 1. 17又はH. 22. 7. 17施行)**
 - 意思表示していないことの確認について
 - 有効な意思表示ができない者の取扱いについて
- IV 普及啓発等(I IIに応じて、H22. 1. 17又はH. 22. 7. 17施行)**
 - 臓器提供意思表示カードについて
 - 意思表示登録システムについて
 - 普及啓発の対象者と啓発方法について
 - 普及啓発の内容について
- V その他(I IIに応じて、H22. 1. 17又はH. 22. 7. 17施行)**
 - ドナー適応基準、レシピエント選択基準について
 - 臓器移植に係る体制整備について

専門的な検討を行う体制の整備

検討体制

- 意思表示等に関する作業班(仮称)**
 - 親族の範囲について
 - 15歳未満の者による拒否の意思表示について
 - 有効な意思表示ができない者の取扱いについて 等
- 普及啓発等に関する作業班(仮称)**
 - ドナーカードの様式について
 - 意思表示登録システムについて
 - 普及啓発の方法について 等
- 臓器毎による作業班**
 - 親族優先、小児からの臓器提供等に伴うドナー適応基準、レシピエント選択基準について
- 厚生労働科学研究 研究班**
 - 小児の脳死判定基準について
 - 臓器提供施設の体制整備について 等
(脳死下での小児臓器提供を行う施設としての要件)
 - 研究代表者: 貫井英明先生
 - 研究分担者: 横田裕行先生、山田不二子先生
畑澤順先生
 - 研究期間: 平成21年度

検討内容の報告

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会

審議・パブリックコメントを経て省令やガイドラインの策定へ